6　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,100点以上、代表者以外の構成員については1,000点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　平成８年度以降に、次の㋐及び㋑の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
㋐　ＮＡＴＭによる内空断面積50㎡以上かつ施工延長800m以上のトンネル工事の施工実績を有すること。ただし、代表者以外の構成員については、ＮＡＴＭによる内空断面積40㎡以上のトンネル工事の施工実績を有すること。
㋑　凍結対策を伴ったトンネル工事を施工した実績を有すること。
ただし、㋐及び㋑は同一工事でなくてもよい。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。
㋑　平成８年度以降に、上記⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。
㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
7　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
8　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）１部
⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語
⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01
9　資格審査結果の通知
資格決定通知書により通知する。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、一般国道336号広尾町新宝浜トンネル北○○・△△・××特定建設工事共同企業体とする。
⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局帯広開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。
⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。
ア　北海道開発局事業振興部工事管理課
イ　北海道開発局帯広開発建設部契約課

競争参加者の資格に関する公示の訂正

次のとおり訂正します。
平成 23 年 10 月 25 日
関東地方整備局長　下保　　修
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　掲載日
平成23年10月７日（号外政府調達第189号）
2　変更内容
33ページ４段目２の「工事場所　自）山梨県南巨摩郡身延長下田原」を「工事場所　自）山梨県南巨摩郡身延町下田原」に訂正します。
33ページ４段目３の「工期　契約締結の翌日から平成27年１月31日まで」を「工期　契約締結の翌日から平成27年３月10日まで」に訂正します。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
平成 23 年 10 月 25 日
独立行政法人理化学研究所
契約業務部長　石川　　弥
◎調達機関番号　572　◎所在地番号　11
○23 第 47 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　24
⑵　購入等物品及び数量　小型中性子源用陽子線源　一式
2　意見の提出方法
⑴　意見の提出期限　平成23年11月15日17時20分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒351―0198 埼玉県和光市広沢２番１号　独立行政法人理化学研究所　契約業務部契約第１課　坂庭　　励　電話048―467―9651
3　仕様書案の交付
⑴　交付期間　平成23年10月25日から平成23年11月15日まで。
⑵　交付方法　調達情報公開システムによりダウンロードすること。
4　仕様書案の説明会
⑴　開催日時　平成23年11月１日14時00分
⑵　開催場所　埼玉県和光市広沢２番１号　独立行政法人理化学研究所　研究本館３Ｆ会議室
5　関心表明の方法
⑴　関心表明書の提出期限　平成23年11月16日17時20分
⑵　提出先　上記２⑵に同じ。
6　Summary
⑴　Classification of the products to be procured : 24
⑵　Nature and quantity of the products to be manufactured : Proton beam source for compact neutron generator 1 set
⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 20 PM 15, Nov, 2011
⑷　Contact point for the notice : RIKEN 2―1, Hirosawa, Wako-shi, Saitama, 351―0198, Japan, TEL 048―467―9651